

1. 初動について

1. 地震発生時の状況

会議先に車両で移動中であり、地震と実感できなかった。周囲の電線がゆれるのを見て地震と感じ、カーラジオと出先のTVで震源地、震度等の情報の入手を図った。電話が普通の為、事務所にはFAXで被害を問い合わせるが、屋外退避勧告により返信無し。

2. 発生後の行動

①地震発生40分ころ、事務所へ帰着。屋外退避の為、野外から電話連絡による周辺商工会の被害情報確認。日野町は不通が続く。(別紙「対策経過」とおり)

②被害状況確認に管内を巡回。被害大きく件数、金額とも把握困難。

③避難誘導と救援活動には西伯町役場が着手されたため、震災等の被害に伴う損害税務対策と復興資金の相談を受付ける体制づくりに着手。

④当日夕刻に(18:30 ころ)税理士による雑損控除の集団指導手配。復旧支援のために写真と被害の記録を呼びかける案内をFAXと共に全避難所に配布。以降、連日深夜まで連絡と案内で避難所回り等の対処を行う。

⑤10月7日には、「災害対策本部」を開設。復旧相談に従事。

主な相談は、運転資金、生産設備復旧資金・高齢者の住宅復旧資金借入方法、悪徳業者の対策、保険申請の罹災証明、災害損害の税務等。

3. 初動時の感想

①「人命は3日以内」といわれるが、事業被害の関係も初動の1～2週間に集中的に人員を投入できなければ被害の記録、相談受付、被害金額や件数の把握と対策処理体制の構築を同時に進行することは困難。

3名の職員で被害件数、被害額の把握以前の税金や復旧資金の相談と被害に関わる集団指導の応対に追われる事となった。

②被害を受けていないポジションからの人員派遣による調査確認の体制が必要。

2. 主に従事した防災活動

1. 実施した防災活動

- ①10/6 夕方 損害記録と税務対策資料の作成と配布(別紙)
- ② 同 災害による雑損控除申告手続きの集団指導を手配。
- ③ 同 夜 税務相談案内配布。企業・避難所巡回。
- ④10/7 朝 災害対策支援本部の構築。
- ⑤ 同 金融支援対策について。
- ⑥ 同 被災確認受付対策。
- ⑦ 同 昼 企業・避難所巡回。
- ⑧10/8～ 窓口相談
- ⑨同 夕方 県民局・保証協会・国金に支援制度情報をFAX依頼。
- ⑩10/12 県キャラバン 震災救済制度説明。
- ⑪10/13 悪徳業者対策。町内建築業名簿を避難所・役場窓口で配布。
全企業に「鳥取県震災特別制度の内容案内と申込書」を配布。
役場窓口等にも設置。
- ⑫罹災証明発行手続き 西伯町へ要請。
- ⑬災害の損失に関わる税務申告研修会の開催。3回実施 町民117名参加。
- ⑭企業従業員を対象に災害損失に関わる税務申告手続きの出前説明会。3社14名。

2. 防災活動実施上の問題点

- ①被害件数・被害程度・被害金額の把握。---原因 人員不足により立ち入り巡回確認ができない。被災者が避難して不在。動産は片付けが優先され痕跡が無くなる。
- ②情報収集・報告体制のあり方 被害の報告・集約は町村経由に一本化が望ましい。--類似の情報を各所から求められる。人員不足に追い討ちがかかる。復旧支援も町村が中心となる為、当初からの情報の蓄積が、復旧対策への活用が期待できる。
後日、情報収集体制についてアンケートが実施されたが、意見は被災地を中心に取まとめられたい。
- ③事業資産を対象とした「罹災証明」の発行。---政府系資金には添付があれば「激甚災害指定」後、金利減額措置のある制度がある。また、税務申告上も求められることがある。

3. 防災活動実施に係る感想

- ①被災者の心情は時系列で変化する。衝撃、不安、復興見とおしと、時宜にかなった助言が求められる。
- ②震源地、人命被害の確認が一段落すれば、経済団体としては財産の損失に対する税務申告や復旧資金を広く広報することで、回復のて立てと見とおしを提示でき民心の安定に集中特化できる。

西伯町商工会「鳥取県西部地震」対策経過						
年月日	時刻	地震状況	管内状況	商工会状況	対処業務	対処者
平成12年10月6日	13:30	「鳥取県西部地震」発生 M7.3	道路・橋に段差発生 屋根瓦落下・門扉 倒壊あり	商工会屋外避難の上近 隣状況の状況収集		山根・大・乗本
同	14:30	5分おき程度にM5～6ク ラスの余震続く	電話外部からつな がりにくい・携帯不 通状態続く	岸本・会見町商工会 職 員の無事を確認		山根・大・乗本
同	15:00	15分おき程度にM3～5ク ラスの余震続く			商工会屋外避難日南・岸本他状況 収集 管内と類似 職員無事 日野 不通	山根・大・乗本
同	同	同	同		屋外避難発令中	
同	同	同	同	事務所整理・片付け	税金申告の雑損控除・除却損失協 議	山根・大・乗本
同	16:00	同			税金申告の雑損控除・除却損失対 象事務調査	
同	16:00	同	店舗・ガラス破損、 理・美容被害確認		管内被災確認巡回	山根
同	18:30	同		税理士と税務雑損講習 会開催決定	被災記録・雑損除講習会案内作成	山根
同	19:00	同	木材関係、食材関 係被害確認		管内被災確認巡回	山根
同	20:00	同			災害控除・税務講習案内(1)印刷	山根
同	20:45	同			上記文書送達FAX40～50社	山根
同	21:30	同	家屋破損・車両等に 避難者等に配布		管内被災確認巡回 被災記録文書 (1)配布	山根
同	23:00	同	被災者の税務相談 指導		同	山根
平成12年10月7日	8:30	15～30分おき程度にM3 ～5クラス余震あり		災害対策本部設置承認 連絡		山根

同	10:00	同		災害対策本部設置を屋 外表示		山根
同	13:00	同			被災記録・雑損控除の文書(1)を配 布	山根
同	14:00	同			商工業者に災害控除税務の電話連 絡	大・乗本
同	14:00	同			被災所の巡回 被災者に文書(1)配 布	山根
同	17:00	同			同	山根
同	18:00	同			災害控除・除却損失関係留意文書 (2)作成	山根
同	20:00	同			同文書送達FAX40～50社	山根
同	23:00	同			被災所の巡回 被災者に文書(2)配 布	山根
平成12年10月8日	8:30	30～60分おき程度にM1 ～4クラス余震あり			管内被災確認の巡回 文書(2)配 布	山根
同	12:00	同			誘致企業等被災確認の巡回文書 (2)配布	山根
同	18:00	同			被災所の巡回 被災者に文書(2)配 布	山根
同	23:00	同			同	山根
平成12年10月9日	8:30	同			被災所の巡回 被災者に文書(2)配 布	山根
同	12:00	同			同	山根
同	14:00	同			同	山根
同	18:00	同			国金・保証協会震災対策制度問い 合わせFAX	山根
同	20:00	同			被災所の巡回 被災者に文書(2)配 布	山根
同	23:00	同			同	山根

送信先: 商工会員 青色申告会員 各位 発信元: 西伯町商工会
FAX 番号: 送付枚数: 1枚
電話番号: 日付: 10/06/00
要件: 地震関係について 配布先: 商工会員 青色申告会員

会員の皆様、本日の地震被害に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

さて、西伯町内には現在、避難勧告が発令されています。町内13箇所に避難場所が設けられています。

最寄の避難場所を自主的にご利用いただき、被害を最小限にお止めいただきますようご案内申し上げます。

また、西伯町商工会は10月7日(土)は通常どおり開所いたします。ご相談がありましたら経営指導員(山根)までご連絡ください。TEL 66-2035

なお、被災された皆様は、地震被害の記録に関しまして次の点をご留意くださいますようご案内いたします。

- 1.被害の程度により、災害被害者に対する租税の減免処置があります。家屋・什器・器具・備品の損害金額のご記録をお勧めいたします。また、損害の状況は写真等でご記録ください。特に家屋等修理を要するものは修理前に心がけてください。片付けられた後でも、片付けられた状況を記録されることをお勧めいたします。
- 2.事業を行っている方は、事業用資産に関する損失を計上できます。上記の生活資産とは区別して、店舗・事務所・機械等の損害金額も別途にご記録ください。また、損害の状況等は上記と同じく写真でご記録ください。
- 3.税務講習会を次の日程で開催いたします。青色申告者に限らず被災に関する減免処置に関心をお持ちの方がありましたらお出かけください。

開催日 10月23日(月) 午後2時から 講師 中村剛士 税理士
11月18日(水) 午後2時から 同
11月14日(火) 午後2時から 同
11月17日(金) 午前10時から 青色決算説明会
米子税務署

西伯町商工会 行

「鳥取県西部地震」緊急経営対策用
相談依頼 兼 被災内容確認書

申請年月日 年 月 日

フリカ・ナ 申請者氏名	生年月日		M.T.S	年	月	日	(歳)
フリカ・ナ 住所	〒						
TEL	(自宅) (又は避難先)	家族構成				人	
所得の種類	①自営業 ②農業 ③給与 ④不動産賃貸業 ⑤年金 ⑥その他()						
申告形態	①青色申告 ②白色申告 ③源泉徴収 ④その他()						
事業所名又は勤務先名			事業所又は勤務先 TEL				
年 収	本人	万円	家 族	万円	世帯合計	万円	
保証人	無 ・ 有 (氏名 住所)						
融資の種類	住宅資金	生活・学資	設備(店舗)	運転()	合計		
申込金額	万円	万円	万円	万円	万円		

被災の対象と程度及び被害金額

居 住 用	不 動 産	住 宅	車 庫	倉 庫	納 屋	その他()	合 計
	推定被害額	万円	万円	万円	万円	万円	万円
動 産	車 両	家 具	汁 器	備 品	その他()		合 計
	推定被害額	万円	万円	万円	万円	万円	
事 業 用	不 動 産	事 務 所	店 舗	車 庫	倉 庫	その他()	合 計
	推定被害額	万円	万円	万円	万円	万円	万円
動 産	棚卸商品	車 両	機 械	器 具 備 品	その他()		合 計
	推定被害額	万円	万円	万円	万円	万円	
推 定 被 害 金 額 総 合 計					金	万円	
備 考							

受付商工会記入欄 (平成12年 月 日 西伯町商工会へ回付)

受付商工会 西伯町 会見町 岸本町 日吉津村 米子市

巡 送 窓 TEL

商工会受付No. _____

受付者 _____

総合受付No. _____

「鳥取県西部地震」で被災されたみなさまへ

「鳥取県西部地震」で被災された皆様には心からお見舞申し上げます。
地震などの災害によって、住宅や家財など損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって所得税の全部、又は一部を軽減することができます。
西伯町商工会では、主に町内の被災された方を対象に災害関連の税務相談に応じております。
あらかじめご予約のうえ、ご利用いただきますようご案内いたします。

1. 住宅や家財の価格の2分の1以上の損害額がある場合は、平成12年度の確定申告で災害減免法の適用を受けることができます。

損害額＝損害金額－保険金等

2. 生活に必要な資産に損害額がある場合は、平成12年分の確定申告で雑損控除を受けることができます。

＜雑損控除額の計算＞

イ (損害金額－保険金等＋災害関連支出の金額)－所得金額の10分の1

ロ 災害関連支出の金額－5万円

イとロのうちいずれか多い方の金額が控除できる金額です。

- ①「損失額の明細書」を確定申告に添付することが必要です。
- ②り災証明、損害金額の計算の参考とした工事金額の請求書・領収書などのコピー。
- ③災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書は確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。
- ④損害額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。
(平成13年3月15日までに確定申告書を提出することが必要です。)
- ⑤見積書をもとに損害金額を計算された方は、工事終了後に生じた金額の乖差について修正または、更正の申告が必要となる場合があります。

3. 損害金額は、損害が生じたときの直前におけるその資産の価格を基礎として計算することとなっています。雑損控除の対象となる損害金額の試算をご希望の方は、あらかじめご予約をいただき、試算の参考資料として下記書類をご持参の上、西伯町商工会までお出かけください。

なお、ご予約以外のお電話によるお問い合わせやご相談にはお答えいたしかねますのでご遠慮ください。

①り災証明。

②家屋・車両等の損害記録(あれば写真とも)

③「工事」の見積書・請求書・領収書

④被災した資産の固定資産台帳のコピー

⑤事業用資産についても、生活資産と重複しないよう区別して、店舗・事務所・機械・備品等の損害の記録と、店舗・事務所・工場は、り災証明をお取下さい。

⑥資産の購入日、購入金額等の分かるもの。

また、被災資産によっては、減価償却を基礎に算出いたしますので一部実費程度を申し受けます。

4. 被災従業員を対象の税務講習・相談会について

主に町内の企業が被災された従業員を対象とした税務講習会を開催される場合にはご相談ください。

実施事例

- ・場 所 申し込み企業の研修室
- ・対 象 者 被災された従業員
- ・内 容 「鳥取県西部地震」災害に関する雑損控除の申告について
 - ・どなたの税金から差し引けるのか。
 - ・どんな被害が対象となるのか。
 - ・どのような支払いが対象となるのか。

希望される企業の方は、資料の関係もありますので、あらかじめ日時、人数についての打合せをお願いします。

お問い合わせ先 西伯町商工会 TEL 0859-66-2035

平成12年10月7日

西伯町商工会員・西伯町青色申告会員・被災者 各位

西伯町商工会
会長 田中耕作
西伯町青色申告会
会長 佐伯誠二

「鳥取県西部地震」災害被害対策について

「鳥取県西部地震」で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

いまだ余震のさめやらぬ状況にありますので、防災無線の指示により最寄の避難場所をご利用いただくなど二次災害の発生を防止いただきますようお願い申し上げます。

さて、西伯町商工会では、被災支援の体制を次のように整えましたので、税務・金融をはじめとする被災関連のご相談にご利用いただきますようご案内いたします。

- ・ 名称 西伯町商工会 災害対策経営支援本部
- ・ 構成
 - 本部長 西伯町商工会会長 田中耕作。
 - 副本部長 西伯町青色申告会会長 佐伯誠二。
 - 本部員 西伯町商工会副会長 橋本忠典。西伯町商工会副会長 秦 登心郎
西伯町青色申告会副会長 景山一武
西伯町商工会理事 岡野信夫。西伯町商工理事 山尾修一。

・ 支援相談員 経営指導員 山根克仁。企画課主事 大 陽子。

・ 連絡先 西伯町商工会

TEL 66-2035 FAX 66-5535

10月7日(土) 10月8日(日) 10月9日(月)は通常どおり開所いたしておりますので、ご相談がございましたらご連絡ください。なお、文書配布や被災確認のため不在の場合は、8:30~5:00まで、携帯090-4142-0572で、支援相談員の山根克仁がお受けいたします。

1. 被災された皆様へ 次の点にご留意ください

被災者に対する租税額の一部減免処置がご利用になれる場合があります。

家屋・什器・器具の損害金の記録をお勧めいたします。また、損害の状況は写真等でご記録ください。特に家屋等修理されるものは修繕前に心がけてください。片づけがお済の場合でも片付けられた状況を記録されることをお勧めいたします。

2. 被災された事業関係の皆様へ

事業を行っている方は、事業用資産については損失を計上できます。

上記の生活資産と重複しないように区別して、店舗・事務所・機械・備品等の損害金を記録されることをお勧めします。また、損害の状況等は上記と同じく写真でのご記録をお勧めします。

3. 税務相談講習会のご利用について

青色申告の税務講習会に被災関係の処置を含めて開催いたします。中村税理士の講習は3日間とも同じ内容です。ご都合のよい日を1日受講ください。一般の方でも被災に関する租税処置に関心のある方はご利用ください。

開催日 10月23日(月) 午後2時から 講師 中村剛士 税理士 会場 林業総合センター(予定)

11月7日(火) 午後2時から 講師 中村剛士 税理士 会場 林業総合センター(予定)

11月14日(火) 午後2時から 講師 中村剛士 税理士 会場 林業総合センター(予定)

その他 青色申告決算説明会を予定しています。

11月17日(月) 午前10時から 講師 米子税務署 会場 林業総合センター(予定)

税務講習会申込書

住所 西伯町 番地
氏名 _____

出席希望日に○をしてください。	主たる所得に○をしてください。	事業所得の方は該当するものに○をしてください。	TEL (FAX)
10月23日(月) 11月7日(火) 11月14日(火)	給与所得 事業所得 農業所得	青色申告・記帳機械利用・白色申告	66- (66-)

なお、商工会で確定申告を希望される事業所得の方、記帳機械化をご利用の方は必ず受講してください。

り 災 確 認 書

平成 年 月 日

住所
申請者
氏名

印

鳥取県西部地震対策事業用特別資金の申請に必要なので、
下記の事実を確認願います。

記

り災日時	平成12年10月6日13時30分頃			
り災場所	市・郡	町・村	丁目	番地
り災原因	鳥取県西部地震			
り災者	所有者・借用者 氏名			
り災程度 (該当個所に○をす ること)	1. 建物全壊 (5割以上) [①店舗・②工場・③住宅併用]			
	2. 建物半壊 (2割から5割) [①店舗・②工場・③住宅併用]			
	3. 一部破損 [①屋根瓦・②壁面・③ガラス・窓・④その他 ()]			
	4. その他の付属建物 ()			
	①車両		③器具备品	
	②機械		④商品	
	③機械再設置費		⑤その他 ()	
その他特記事項 (応急危険度判定結 果等)				

上記のとおり相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

町内会長・自治公民館長・区長・民生委員

氏名

印

* 全壊…建物の損壊した部分の床面積が、その建物の延べ面積の70%以上に達したもの
または、主要構造部の被害がその建物の時価の50%以上に達した程度のもの。

* 半壊…建物の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分はその建物の延べ面積の
20%以上70%未満のもの。
または、主要構造部の被害額がその建物の20%以上50%未満のもの。

* 一部破損…損壊はあるが、上記に満たないもの。
(主要構造部とは：基礎、土台、柱、はり、壁、床、小屋組、野地板)

平成12年10月13日

(事務連絡)

西伯町 様

西伯町商工会

悪徳修理業者の対策について

町内に被災修理を装う悪徳業者が出没しており、商工会では、過日、役場窓口に町内土木業者ならびに建設業者の名簿をお届けいたしております。

受注が集中しており即座に補修対処ができるか不明な点もありますが、町民不安の払拭にご検討いただき、町民の皆様へ名簿ご周知方をご検討ください。

(資料別紙)

被災者の皆様へ 家屋修理等のご相談につきましては下記、町内ぎ業がございますので、ご用命の際は本名簿をご利用ください。
町内企業の皆様へ 西伯町役場に家屋修理等のお問合せが参って降りますので町内企業の皆様のご協力をお願いします。

西伯町
西伯町商工会

西伯町内建設業者一覧表

No.	事業所名	事業主名	郵便番号	地区名	住所	TEL	FAX
1	朝比奈工事店	朝比奈 久盛	683-0341	法勝寺	西伯郡西伯町大字鴨部706-1	66-3072	66-3072
2		安藤 兵市	683-0311	天津	西伯郡西伯町大字境721	66-3602	
3		生田 誠	683-0312	天津	西伯郡西伯町大字福成2282	66-3452	
4	(有)石上緑化建設	石上 良雄	683-0323	大 国	西伯郡西伯町大字倭205-7	66-4451	66-4696
5		井下 豊	683-0323	大 国	西伯郡西伯町大字倭349-1	66-2264	
6		板倉 弘明	683-0337	法勝寺	西伯郡西伯町大字落合290	66-3252	
7	糸田建築	糸田 一朗	683-0337	法勝寺	西伯郡西伯町大字落合305	66-2662	
8	岩尾建築	岩尾 勝幸	683-0301	天津	西伯郡西伯町大字東町14	66-2100	
9		潮 昭弘	683-0351	法勝寺	西伯郡西伯町大字法勝寺	66-2416	
10		内田 栄	683-0341	法勝寺	西伯郡西伯町大字鴨部1361	66-2856	
11		内田 茂	683-0341	法勝寺	西伯郡西伯町大字鴨部	66-2580	
12		内田 均	683-0341	法勝寺	西伯郡西伯町大字鴨部1423	66-2584	
13	H. R. S	福田 悟	683-0323	大 国	西伯郡西伯町大字倭366-13	39-6188	39-6177
14	遠藤建築	遠藤 治男	683-0341	法勝寺	西伯郡西伯町大字鴨部1593-2	66-4120	66-4131
15	大上建築	遠藤 茂人	683-0344	上長田	西伯郡西伯町大字上中谷1097	66-2850	66-2850
16		大原 光夫	683-0341	法勝寺	西伯郡西伯町大字鴨部1531	66-3146	
17	岡建築	岡 市朗	683-0353	法勝寺	西伯郡西伯町大字徳長194	66-2373	66-2929
18		恩重 悟	683-0322	天津	西伯郡西伯町大字阿賀	66-2276	
19	柏鉄工	柏 憲次	683-0335	東長田	西伯郡西伯町大字中1272	66-2502	66-4589
20		亀尾 昌則	683-0322	天津	西伯郡西伯町大字福成2085	66-3008	
21	亀原建築	亀原 均	683-0323	大 国	西伯郡西伯町大字倭338-3	66-3773	
22	組田電気工事	組田 嗣郎	683-0343	上長田	西伯郡西伯町大字下中谷1972	66-3185	
23	蔵光建築	蔵光 計昌	683-0351	法勝寺	西伯郡西伯町大字法勝寺574-1	66-3965	
24	蔵光建設	蔵光 聖美	683-0351	法勝寺	西伯郡西伯町大字法勝寺440-1	66-3643	
25	栗谷建築	栗谷 義彦	683-0335	東長田	西伯郡西伯町大字中931-2	66-2434	66-2434
26	(株)ケー・シー・イー	須山 正	683-0321	天津	西伯郡西伯町大字清水川415	24-0001	24-0005
27	建築 加藤	加藤 久仁男	683-0302	天津	西伯郡西伯町大字西町23	66-2308	
28	(有)小谷土木測量	小谷 浩一	683-0322	天津	西伯郡西伯町大字阿賀1018-3	66-4411	66-5070
29		佐伯 豊重	683-0312	天津	西伯郡西伯町大字福成1103	66-4346	
30	(有)西伯設備工業	浜本 纂	683-0351	法勝寺	西伯郡西伯町大字法勝寺520-2	66-2646	66-5018
31	作野板金	作野 辰男	683-0367	大 国	西伯郡西伯町大字猪小路14-1	66-3627	
32	さくら住建(有)	滝山 寛	683-0323	大 国	西伯郡西伯町大字倭366-13	39-6050	39-6051
33		三反田 禎	683-0341	法勝寺	西伯郡西伯町大字鴨部	66-2701	
34		庄本 功	683-0322	天津	西伯郡西伯町大字阿賀788	66-3492	
35		須山 太郎	683-0312	天津	西伯郡西伯町大字福成2366	66-3530	
36	瀬尾内装	瀬尾 敬明	683-0362	大 国	西伯郡西伯町大字原417-1	66-3595	
37	瀬崎钣金	瀬崎 唯寿	683-0367	大 国	西伯郡西伯町大字猪小路332-3	66-3621	
38	有限会社 第一設計	大石 繁人	683-0301	天津	西伯郡西伯町大字東町331	66-3812	66-5141
39	株式会社 大和	中井 巧	683-0323	大 国	西伯郡西伯町大字倭434-7	66-2178	66-5201
40		田子 一誠	683-0311	天津	西伯郡西伯町大字境636	66-2229	
41		田子 博文	683-0311	天津	西伯郡西伯町大字境1192	66-3740	
42	(株)タナカ	田中 繁善	683-0323	大 国	西伯郡西伯町大字倭383-1	66-3504	66-5021
43	(株)T. M. S	別所 一生	683-0312	天津	西伯郡西伯町大字福成3023	66-4455	66-3941
44		戸田 繁松	683-0351	法勝寺	西伯郡西伯町大字法勝寺	66-2321	
45		長尾 正夫	683-0311	天津	西伯郡西伯町大字境	66-3436	
46		永田 進	683-0311	天津	西伯郡西伯町大字境228	66-3692	
47	中山塗装	中山 喜友	683-0341	法勝寺	西伯郡西伯町大字鴨部113-3	66-3876	35-2665
48	(有)日本海興産	笹谷 浩正	683-0334	東長田	西伯郡西伯町大字東上1222	66-3274	26-3125
49		野口 浅昭	683-0312	天津	西伯郡西伯町大字福成1203	66-2826	
50	野口鉄工所	野口 寛	683-0312	天津	西伯郡西伯町大字福成1342	66-3319	
51		野々村 清男	683-0351	法勝寺	西伯郡西伯町大字法勝寺667-2	66-2366	
52	はせがわ設計工房	長谷川 保	683-0341	法勝寺	西伯郡西伯町大字鴨部327	66-2700	66-2700
53	原電気工事	原 誠二	683-0362	大 国	西伯郡西伯町大字原373	66-2227	66-2227
54		藤谷 均	683-0363	法勝寺	西伯郡西伯町大字西232	66-3033	
55	有限会社 毎川建築事務	毎川 秀巳	683-0301	天津	西伯郡西伯町大字東町271-4	66-2988	66-2990
56	(有)増田工務店	増田 薫	683-0336	東長田	西伯郡西伯町大字福頼129	66-2631	66-4708
57		松田 裕治	683-0333	東長田	西伯郡西伯町大字八金	66-2724	
58	萬谷技研工業	萬谷 正明	683-0312	天津	西伯郡西伯町大字福成997-33	66-3233	66-3233
59	山脇建材	山脇 操	683-0334	東長田	西伯郡西伯町大字東上1974	66-4644	
60	(有)幸建設	小林 幸雄	683-0343	上長田	西伯郡西伯町大字下中谷2457	66-4564	66-4564
61		渡辺 孝雄	683-0311	天津	西伯郡西伯町大字境636-1	66-3681	

平成12年10月13日

「鳥取県西部地震」
被災企業 各位

西伯町商工会会長
災害対策経営支援本部本部長
田中耕作

鳥取県西部地震対策事業用特別資金の斡旋について

このたび、標記の制度資金が創設されました。ご利用を希望される方は次のものをご用意の上、商工会までお申込下さい。

ご用意いただく書類

- ① 被災確認書。
(事業資産の被災については、区長、民生委員の方に別紙の様式で、被災されたことの確認をお受けください。)
- ② 固定資産台帳のコピー。(役場でお受け取り下さい)
- ③ 対策資金申込書。
- ④ 決算書2期分。
- ⑤ 借入金明細書。
- ⑥ 県制度資金用納税証明書。(県税事務所でお受け取り下さい)
- ⑦ 被害及び被害金額が確認できるもの。(写真・見積書等)
- ⑧ 「鳥取県西部地震」緊急経営対策用相談依頼書

被災証明書について

被災された皆様が、住宅金融公庫や税金の減免制度などをご利用されるにあたって、**被災証明**の発行をお受けのときには有利な制度がご選択いただけます。住宅等への被災がある方は、役場に被災のお届けと、被災証明のご相談をお勧めいたします。

「鳥取県西部地震」で被災されたみなさまへ

「鳥取県西部地震」で被災された皆様には心からお見舞申し上げます。
地震などの災害によって、住宅や家財など損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって所得税の全部、又は一部を軽減することができます。
西伯町商工会では、主に町内の被災された方を対象に災害関連の税務相談に応じております。
あらかじめご予約のうえ、ご利用いただきますようご案内いたします。

1. 住宅や家財の価格の2分の1以上の損害額がある場合は、平成12年度の確定申告で災害減免法の適用を受けることができます。

損害額＝損害金額－保険金等

2. 生活に必要な資産に損害額がある場合は、平成12年分の確定申告で雑損控除を受けることができます。

＜雑損控除額の計算＞

イ (損害金額－保険金等＋災害関連支出の金額)－所得金額の10分の1

ロ 災害関連支出の金額－5万円

イとロのうちいずれか多い方の金額が控除できる金額です。

- ①「損失額の明細書」を確定申告に添付することが必要です。
- ②り災証明、損害金額の計算の参考とした工事金額の請求書・領収書などのコピー。
- ③災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書は確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。
- ④損害額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。
(平成13年3月15日までに確定申告書を提出することが必要です。)
- ⑤見積書をもとに損害金額を計算された方は、工事終了後に生じた金額の乖差について修正または、更正の申告が必要となる場合があります。

3. 損害金額は、損害が生じたときの直前におけるその資産の価格を基礎として計算することとなっています。雑損控除の対象となる損害金額の試算をご希望の方は、あらかじめご予約をいただき、試算の参考資料として下記書類をご持参の上、西伯町商工会までお出かけください。

なお、ご予約以外のお電話によるお問い合わせやご相談にはお答えいたしかねますのでご遠慮ください。

①り災証明。

②家屋・車両等の損害記録 (あれば写真とも)

③「工事」の見積書・請求書・領収書

④被災した資産の固定資産台帳のコピー

⑤事業用資産についても、生活資産と重複しないよう区別して、店舗・事務所・機械・備品等の損害の記録と、店舗・事務所・工場は、り災証明をお取下さい。

⑥資産の購入日、購入金額等の分かるもの。

また、被災資産によっては、減価償却を基礎に算出いたしますので一部実費程度を申し受けます。

4. 被災従業員を対象の税務講習・相談会について

主に町内の企業が被災された従業員を対象とした税務講習会を開催される場合にはご相談ください。

実施事例

- ・場 所 申し込み企業の研修室
- ・対 象 者 被災された従業員
- ・内 容 「鳥取県西部地震」災害に関する雑損控除の申告について
 - ・どなたの税金から差し引けるのか。
 - ・どんな被害が対象となるのか。
 - ・どのような支払いが対象となるのか。

希望される企業の方は、資料の関係もありますので、あらかじめ日時、人数についての打合せをお願いします。

お問い合わせ先 西伯町商工会 TEL 0859-66-2035

大 売 出 し 参 加 店

喫茶炉端あっちゃん	(有) 岡商店	リカーアンドライフ	(有) 前田石油店	藤 写 真 館	前 田 衣 料 店	(有) 長 尾 寝 具 店	(有) 戸 部 美 容 店	(有) 珍 部 美 容 室	(有) 松 風 堂	小 中 呉 服 店	(株) 西 伯 ス ト ア ー	(有) 真 紅	門 脇 呉 服 店	香 川 商 店	シヨッピングセンター	(有) 遠 藤 春 三 商 店	井 上 商 店
-----------	---------	-----------	-----------	---------	-----------	---------------	---------------	---------------	-----------	-----------	-----------------	---------	-----------	---------	------------	-----------------	---------

売出期間

平成12年

12月15日(金) ▶ 17日(日)

ただし17日は午後4時まで

第15回 商工会連合

年末大売出し

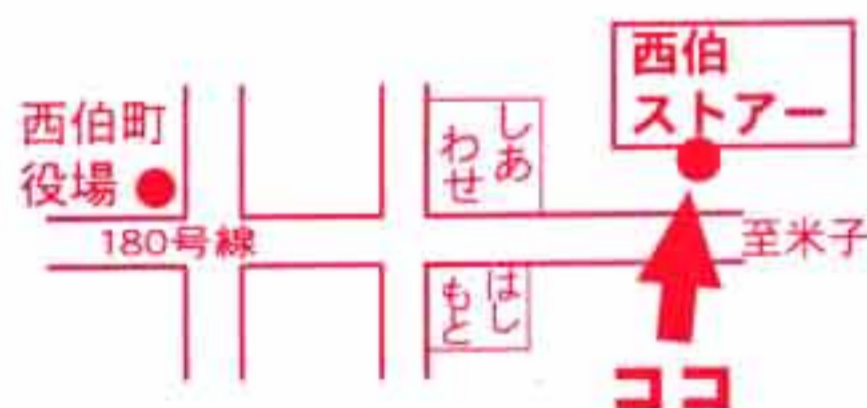
- ・期間中に現金又はとくとく商品券500円のお買い上げ毎に補助券1枚を進呈。補助券5枚で1回福引ができます。

福引抽選日時

平成12年12月17日(日)
午前9時～午後6時

福引抽選場所

西伯ストア前駐車場



17日は イベント有!!

- ◎先着50名様に ささやかなプレゼント
- ◎法勝寺まんじゅう
- ◎リサイクル & フリーマーケット

西伯町
とくとく
商品券



☆空クジなし☆

- 1等...とくとく商品券 5,500円分×2本
- 2等...とくとく商品券 1,000円分×110本
- 3等...とくとく商品券 500円分×92本
- 等外...ティッシュペーパー スポンサー賞多散

ガンバル西伯町を応援します!!

5,500円分の商品券を5,000円で販売

総額1,100万円(2,000組限り)

お一人様30万円まで

(プレミアム部分除く)

商品券売出し日:平成12年12月16日から

使用期限:平成13年2月20日まで

西伯町と
商工会から

1割お得な

プレゼント!!

とくとく商品券取扱店

(有) 石上モーター	(株) T.M.S	(株) タナカ	前 田 衣 料 店	喫茶炉端あっちゃん	(有) 岡商店	財団法人西伯町地域振興会	レモン薬店	リカーアンドライフ	法勝寺給油所	(有) 前田石油店	藤 写 真 館	浜 本 美 容 院	(有) 秦 石 油 店	(有) 戸 部 美 容 店	(有) 珍 部 美 容 室	(有) 田 子 電 化 サ ー ビ ス	(有) 松 風 堂	小 中 呉 服 店	(株) 西 伯 ス ト ア ー	(有) 真 紅	門 脇 呉 服 店	香 川 商 店	シヨッピングセンター	(有) 遠 藤 春 三 商 店	井 上 商 店
------------	-----------	---------	-----------	-----------	---------	--------------	-------	-----------	--------	-----------	---------	-----------	-------------	---------------	---------------	---------------------	-----------	-----------	-----------------	---------	-----------	---------	------------	-----------------	---------

主催：西伯町商工会

協力：西伯町

平成12年10月25日

被災企業ならびに被災従業員の皆様へ

西伯町商工会
会長 田中耕作
西伯町青色申告会
会長 佐伯誠二

「鳥取県西部地震」災害相談について

「鳥取県西部地震」で被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。
さて、西伯町商工会では、会員企業の皆様と被災された従業員の皆様に事業および住宅等融資や雑損控除など税務申告をはじめとする被災関連のご相談会を下記のとおり開催いたします。
ご担当者様、従業員様にご利用いただきますようご案内いたします。

1. 被災された従業員の皆様へ 次の点にご留意ください

確定申告で、居住用被災財産の一部が、所得から控除できます。

家屋・什器・家具の損害の、り災証明の交付を役場にご申請ください。また、損害の状況は写真等でご記録ください。特に家屋等修理されるものは修繕前に心がけてください。

控除等の減税に関する税務講習会 ご都合のよい日を1日受講ください。

開催日 11月 7日(火) 午後2時から 講師 中村剛士 税理士 会場 林業総合センター(予定)

または

11月14日(火) 午後2時から 講師 中村剛士 税理士 会場 林業総合センター(予定)

2. 家屋等の復旧関係資金、ならびに事業資金のご相談について

被災された皆様の、住宅復旧関連制度のご利用や事業資金資金のご相談会を、下記のとおり開催いたしますのでご利用ください。

復旧関係資金相談会 ご都合のよい日を1日ご利用ください。

開催日 10月 26日(木) 午前9時30分から 会場 役場ロビー

または

10月 31日(木) 午前9時30分から 会場 役場ロビー

税務講習会申込書

住所 西伯町 番地
氏名 _____

出席希望日に○をしてください。	主たる所得に○をしてください。	事業所得の方は該当するものに○をしてください。(または、お勤め先)	TEL (FAX)
11月 7日(火) 11月14日(火)	給与所得 事業所得 農業所得	青色申告・記帳機械利用・白色申告 お勤め先()	お勤め先 66- (ご自宅)

なお、商工会で確定申告を希望される事業所得の方、記帳機械化をご利用の方は必ず受講してください。

平成12年10月26日

(事務連絡)

西伯町 様

西伯町商工会

事業用り災証明の利用について

早速、ご配慮をいただきありがとうございます。

事業用り災証明は、当面、以下の目的での利用相談が参っております。

1. 税務関係

- ①税務の中間納付延納手続きで求められた。
- ②資産の損失・廃棄の原因として公的裏付けの保管を税理士等から指導された。
(税務調査による損金否認の事例を懸念している模様。)

2. 融資関係

- ①政府系融資をはじめ各金融機関で添付が求められているものがある。
(借入目的以外の便乗利用の排除)

3. 保険・見舞い金関係

- ①損害保険等の申請に添付が求められているものがある。
- ②業界の各種制度の利用に提示が求められているものがある。

平成12年10月27日

町内企業各位

西伯町商工会
会長 田中 耕作

事業用資産の「り災証明」について

鳥取県西部地震で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、このたび事業用資産の「り災証明」について西伯町から証明をいただくことになりました。つきましては、役場窓口も混み合っており、商工会より一括して提出いたします。返信用封筒をご利用の上、商工会までご返送下さい。なお、11月5日までは切手は不要です。11月6日商工会必着でお願いします。

ご返送いただく書類

1. 鳥取県西部地震被災状況調査申込書
2. り災証明書(事業資産用)

- ※ なお、1. 鳥取県西部地震被災状況調査申込書につきましては被災のあった方は必ずご提出ください。
- ※ 「り災証明書」は受付の後、確認が終了してから発行されますので、発行され次第ご連絡いたします。
- ※ 2～4枚程度の写真を同封いただければ発行をすみやかに進めていただけるようお願いしてみます。

鳥取県西部地震被災状況調査申込書 兼 被害報告書（事業資産用）

平成 年 月 日

西伯町長 坂本昭文 様

申請企業 所在地
企業名
代表者氏名
TEL FAX
(携帯電話) 印

被災日時	平成12年10月6日13時30分頃	
被災原因	鳥取県西部地震	
被災企業名		
被災場所	西伯町大字	番地
被災した資産と被災内容 (該当個所に○をつけるか具体的に記入ください)	1. 土地・[①沈下・②亀裂・③段差・④石垣崩壊] または 2. ①工場・②店舗・③事務所 ④(店舗・事務所・作業場)併用住宅 ⑤その他の建物 () 上記の建物の a 屋根瓦 [①全崩壊・②半崩壊・③一部崩壊・④瓦のずれ] b 壁 面 [①全崩壊・②半崩壊・③一部崩壊・④ひび割れ] c 天 井[①全剥落・②半剥落・③一部剥落] d 柱 [①折れた・②曲がった・③割れた] e 梁 [①折れた・②曲がった・③割れた] f 基 礎[①沈下・②亀裂・③段差・④一部崩壊] 3. その他 ()	
被災した資産の今後の方向 (該当個所に○をつけるか具体的に記入ください)	⑦一部修理 ⑧大幅修理 ⑨全面改築 ⑩新築 ⑪移転・統合 (移転先) ⑫その他 ()	被害予想額(見込み)
		_____ 万円
その他特記事項		受付番号

居住用資産に対して雑損控除又は災害減免法の適用を受ける場合は以下のものを用意してください。

チェック欄

1. 罹災証明書（コピー）1通
2. 被災状況を写した写真
3. 見積書（原本）
4. 領収書（原本） … 支払が終わっていた場合
5. 固定資産台帳のコピー又は、騰記簿又は、謄本
6. 本年度の所得金額がわかるもの（決算書、源泉徴収票など）

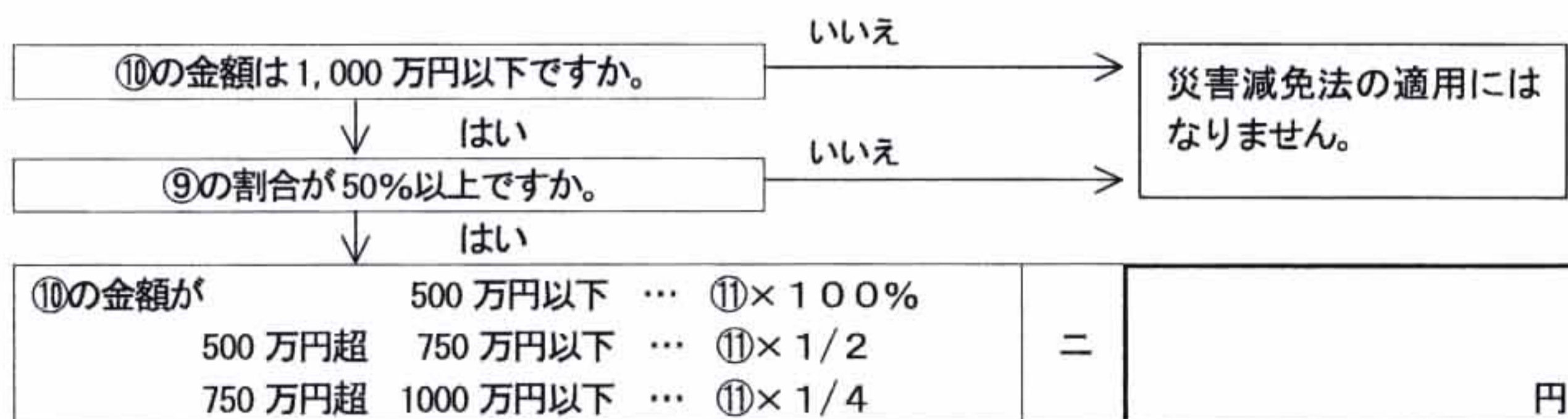
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

被災直前の価額 (固定資産台帳に記載されている金額又は騰記簿又は謄本で確認)	①	円
被災後の価額	②	円
除去費用等（災害関連支出）	③	円
損害金額（①－②＋③）	④	円
被災の程度(全壊・半壊・一部損壊)	⑤	
保険金・損害賠償金等で補てんされた金額	⑥	円
市町村より給付のあった助成金	⑦	円
差引損害金額（④－⑥－⑦）	⑧	円
損害割合（⑧÷①）	⑨	%
本年度の所得金額	⑩	円
本年度の源泉所得税額又は予定申告所得税額	⑪	円

<雑損控除の計算>

差引損失金額(⑧))円 －あなたの本年度の所得金額の10分の1(⑩×0.1)円	イ	円
差引損失額のうち災害関連支出の金額(③))円 - 5万円	ロ	円
雑損控除の金額 … イ と ロ のうちいずれか多いほうの金額	ハ	円

<災害減免額の計算>



雑損控除の金額（ハ）、災害減免額（二）のいずれかが適用になります。

※ 見積書で申告された方及び平成13年に関連支出のある方は、13年分確定申告並びに12年分の修正申告が必要となりますので、必ず平成13年11月に商工会へご相談ください。 (禁)複製、西伯町商工会専用

西伯町商工会・震災家屋復興対策事業（義援金活用事業）

平成13年度

『震災復興おたすけ資金＝家屋補修費立替制度』

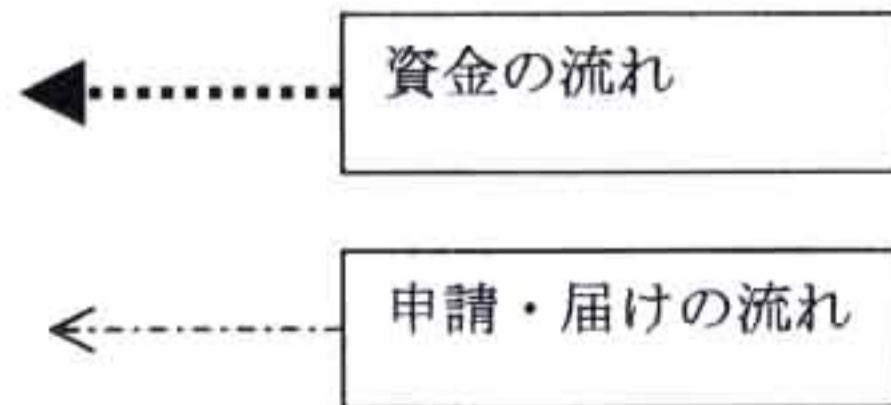
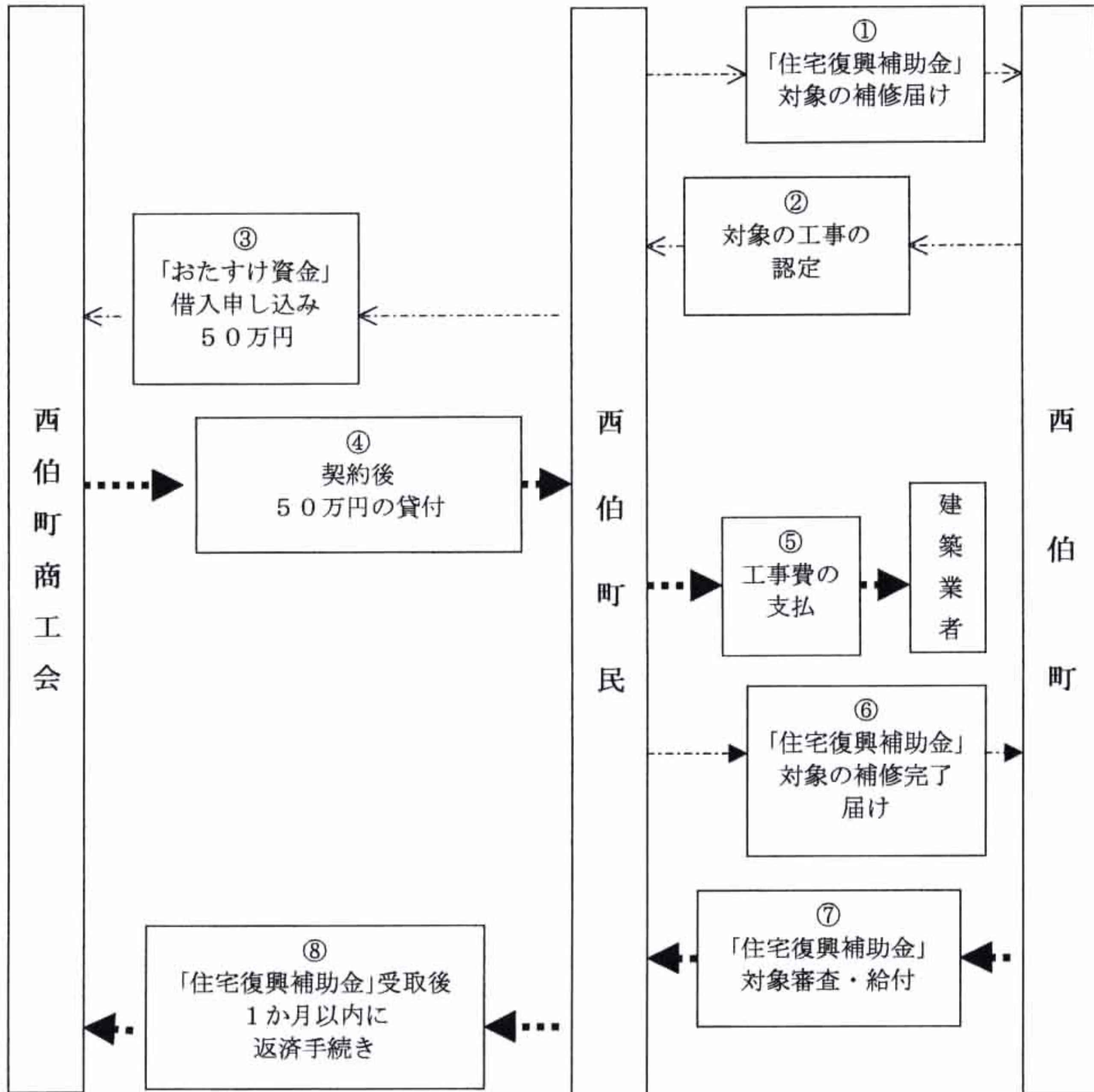
の創設およびキャンペーンの概要

- 目的 平成12年10月6日の「鳥取県西部地震」によって被害を受けた町民を対象に、全国の商工会から寄せられた義援金を有効に活用して被災家屋の再建を促進し、西伯町内の商工業者の健全な復興と町民の生活再建を支援する。
- 特徴 ①鳥取県では、県と市町村が協調して、被災した家屋の再建資金を補助するという画期的な住宅再建の補助金制度「鳥取県西部地震被災者向け復興住宅資金」（以下、「住宅復興補助金」という）が創設されました。
②西伯町商工会では家屋補修費の立替制度を創設して、被災者が建築業者に支払う費用の一部を「住宅復興補助金」が給付されるまでの間、一時的に資金の立替金を用立てることにより、住宅の災害復旧を促進する。
- 実施要綱
 - 1)利用目的 「鳥取県西部地震」による被災住宅で、西伯町による罹災の認定を受けた住宅の再建・修復の為の一時な立替金。
 - 2)対象者 西伯町内に居住し、「住宅復興補助金」を利用できる方で、次のいずれかに該当し、本制度の活用によって被災した住宅の再建や修復が促進できると見こまれる者。
①西伯町内の商工業者。
②西伯町商工会の会員事業所に勤務する者。
③その他、特に必要とされ効果が期待される者。
 - 3)資金使途 「鳥取県西部地震」による被災住宅の再建・修復資金。
 - 4)限度額 1口10万円。上限5口50万円または、所要金額の1/3、のいずれか低い金額を補填できる口数。
 - 5)利息 無利息。
 - 6)期間 ①原則として3か月以内。または、「住宅復興補助金」の給付を受けてから1か月以内。
②「住宅復興補助金」の給付が、貸付の後3か月をこえる場合には、再度、申請を申し込むことができる。
 - 7)償還方法 「住宅復興補助金」が給付の後、1か月以内に一括償還。
 - 8)保証条件 対象者① 保証人1名以上。（西伯町内の商工業者等が望ましい）
対象者② 保証人1名以上及び事業主。
対象者③ 保証人1名以上及び別に定める
 - 9)申込み 本制度の利用を希望する者は、別に定める「申込書」に記載の上、同じく「添付資料」と共に西伯町商工会に提出するものとする。
 - 10)内定 別に定める「家屋補修費立替制度利用審査会」（以下、「審査会」という）の審査による。
なお、申込者多数のときは、①完備した申込資料の提出順位、②完工予定日・工事代金支払予定日、③対象者の順位、④必要性等を考慮して内定を行う。
 - 11)貸付契約 「審査会」の内定後、商工会においてすみやかに貸し付け契約を締結する。
 - 12)募集期間 第1次募集 平成13年7月1日から平成13年7月16日まで
 - 13)募集枠 第1次募集 7件 350万円
 - 14)貸付予定 平成13年7月31日（予定）
 - 15)追加募集 第1次募集利用者の償還以降随時「審査会」の開催を検討する。
 - 16)キャンペーン最終期日 平成14年6月30日（最終の返済日に同じ）
 - 17)同じ期間内に、「義援金の効果的な活用方法」の提案を広く募集する。

平成13年度

『震災復興おたすけ資金＝家屋補修費立替制度』（仮称）

■ 仕組み（50万円利用の場合）



実施要綱細則

- 1)利用目的 「鳥取県西部地震」による被災住宅で、西伯町による罹災の認定を受けた住宅の再建・修復の為の一時な立替金。
解 説 「貸金業法」「出資法」「所得税法」等関係法令並びに米子税務署、鳥取県、西伯町等の助言により、目的を限定した。
- 2)対象者 西伯町内に居住し、「住宅復興補助金」を利用できる方で、次のいずれかに該当し、本制度の活用によって被災した住宅の再建や修復が促進できると見こまれる者。
解 説 ①～②は省略。
③その他、特に必要とされ効果が期待される者。とは、高齢者、母子・父子家庭等災害弱者のほか個別に判定する。
- 3)資金使途 「鳥取県西部地震」による被災住宅の再建・修復資金。
解 説 「住宅復興補助金」の対象となる建物。主として母屋等生活のよりどころとなる建物として町の査定した対象の建物。
- 4)限度額 **解 説** ①1口10万円。とは、所要最低費用見込みによる。
②上限5口50万円まで。とは、義援金の総額と多くの方にご利用いただくための配慮から上限を設定した。義援金の追加があればさらに増額も検討する。なお、上限1/3とは、申請金額の2/3は、町村の査定後補助金として給付されるため、清算に不足する金額を上限とした。
- 5)利息 無利息。とは、義援金の趣旨による。
- 6)期間 **解 説** ①②とも、「住宅復興補助金」制度の趣旨並びに義援金拠出者の意向と利用者数の向上への配慮。
- 7)償還方法 「住宅復興補助金」が給付の後、1か月以内一括償還。
解 説 限られた資金を循環活用して、多くの住宅復興を促進する。
- 8)保証条件 対象者①～対象者②の**解 説**は省略。
解 説 対象者③災害弱者への配慮と債権保全是、総合的に検討する。
解 説 別に定める「家屋補修費立替制度利用審査規定」は、町小口融資審査会の諸規定を参考とする。
- 9)申込み **解 説** 「申込書」並びに「添付資料」は、町小口融資審査の規定を参考に
する。
- 10)内 定 **解 説** 「家屋補修費立替制度利用審査会」(以下、「審査会」という)は町小口融資審査審査会の諸規定を参考とする。
なお、申込者多数時の①～④の用件は必要性等を考慮の上、恣意的な内定を排除し公平性を確保する。
- 11)貸付契約 **解 説** 「審査会」内定後の貸し付け契約は、金銭消費貸借契約とする。
- 12)募集期間 **解 説** 募集枠に満たざるときは延長するも、審査は速やかに実施。
- 13)募集枠 **解 説** 義援金の増加があればさらに増枠も検討する。
- 14)貸付予定 平成13年7月31日(見込み)
- 15)追加募集 第1次募集利用者の償還以降随時「審査会」の開催を検討する。
- 16)キャンペーン最終期日 平成14年6月30日



00.10.06
(有)遠藤春三商店
倒れた冷蔵庫と散乱した商品



00.10.06
山尾商店
散乱した商品



00.10.06
景山商店
瓦の落下痕



00.10.07

倒潰した土塀



00.10.06

裏山崩落・家屋内に土砂流入



00.10.06

裏山崩落・家屋壁損壊



00.10.06
上長田神社
鳥居の倒壊



00.10.12
震災対策キャラバン隊
支援施策説明会



00.10.12
震災対策キャラバン隊
支援施策説明会



00.10.12
震災対策キャラバン隊
支援施策説明会



00.11.14
於 プラザ西伯
震災震災被害についての税務講習会



00.11.14
於 プラザ西伯
震災震災被害についての税務講習会



00.11.14
於 プラザ西伯
震災被災被害についての税務講習会